

## 令和5年人事院勧告への対応について

令和5年8月7日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。

本町では、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定していることから、以下のとおり、今回においても同様の対応を行なうものです。

### I. 人事院勧告の内容

#### ○給与勧告のポイント

月例給を引上げ（全体1.1%）

※初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で  
俸給月額引上げ

ボーナスを引上げ（0.10月分）

#### 1. 月例給の改定

〈月例級〉公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

民間：407,884円、国家公務員：404,015円

⇒民間給与との較差3,869円（0.96%）

〈改定内容〉民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、行政職俸給表（一）の初任給を引上げ（大卒程度11,000円、高卒者12,000円引上げ）。

初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。

（平均改定率：全体1.1%【1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%】）

#### 2. ボーナスの改定

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

⇒民間の支給割合4.49月（公務の平均支給月数現行4.40月）

〈改定内容〉民間の支給状況に見合うよう引上げ年間4.40月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

●一般の職員（再任用職員以外）の支給月数【4.40月分→4.50月分】

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月（支給済み）	<u>1.25月（現行1.20月）</u>
	勤勉手当	1.00月（支給済み）	<u>1.05月（現行1.00月）</u>
	計	2.20月	2.30月
令和6年度 以降	期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>
	勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>
	計	2.25月	2.25月

●定年前再任用短時間勤務職員の支給月数【2.30月→2.35月】

年度	手当の種類	6月期	12月期
令和5年度	期末手当	0.675月（支給済み）	<u>0.70月（現行0.675月）</u>
	勤勉手当	0.475月（支給済み）	<u>0.50月（現行0.475月）</u>
	計	1.15月	1.20月
令和6年度 以降	期末手当	<u>0.6875月</u>	<u>0.6875月</u>
	勤勉手当	<u>0.4875月</u>	<u>0.4875月</u>
	計	1.175月	1.175月

## II. 熊取町の対応（案）

国公準拠の観点に基づき、人事院勧告に準じた対応を行う。

### 1. 改定内容

(1) 月例給

- ・初任給及び月例給の引上げ

(2) 賞与（期末手当、勤勉手当）の支給月数の引上げ

- ・年4.40月→年4.50月 0.10月増加分については12月期末手当、勤勉手当に反映（定年前再任用短時間勤務職員は年2.30月→年2.35月。0.05月増加分は12月期末手当、勤勉手当反映）

(3) 対象 : 全職員

(4) 改正条例

- ・一般職職員給与条例（附則で会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例も改正）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(5) 施行日

令和5年12月19日（本会議最終日）

月例給：令和5年4月1日から適用（遡及）

賞与：令和5年12月1日から適用（遡及）

※遡及により生じる差額分（給与、賞与等）は、一括して令和5年12月27日支給予定

※会計年度任用職員は令和6年度から適用

## 2. 特別職、議会議員について

特別職、議会議員については、平成28年度まで、原則一般職職員の給与改定に準じて改定を行い、平成29年度から令和3年度（5年間）の間は改定を行っていませんでしたが、令和4年度は改定を実施しました（令和4年度改定：町長除く）。

今回、人勸にあわせて改定を行った場合は、以下のとおりです。

(1) 改定内容

・【町長】支給月数置き（年4.25月）

・【副町長・教育長・議員】支給月数の引上げ（0.1月）（年4.35月→年4.45月）

	6月期	12月期
令和5年度	2.175月（支給済み）	2.275月（改定前2.175月）
令和6年度以降	2.225月	2.225月

(2) 改正条例

- ・常勤特別職職員給与条例
- ・議会議員報酬等条例

(3) 施行日

令和5年12月19日（本会議最終日）

賞与：令和5年12月1日から適用（遡及）

※遡及により生じる差額分は、一括して令和5年12月27日支給予定

## 3. 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年11月22日 議員全員協議会
- 令和5年12月8日・21日 改定前の金額で賞与・給与を支給
- 令和5年12月19日 条例可決
- 令和5年12月27日 遡及により生じる差額分（給与、賞与等）を支給